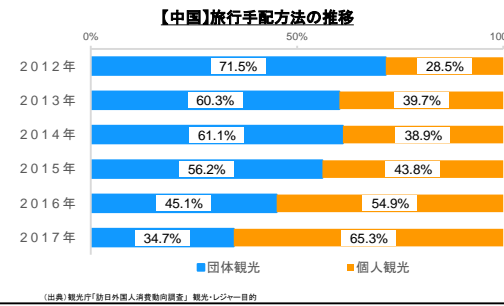


# ●外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律案 <日切れ扱い、予算関連法律案>

## 背景・必要性

- 本法は、**1997年(訪日外客数約400万人)**、外国人観光旅客の訪日旅行が**大都市圏への団体旅行**中心かつ、訪日旅行が高額と捉えられていたこと等から、費用の低廉化等の措置により**来訪地域**の**多様化等を図るために制定**。
- 2017年の訪日外客数は、2,869万人に達するとともに、個人手配型旅行への急速なシフト等**旅行形態が多様化する等、外国人観光旅客は量的・質的両面で大きく変化**。
- 観光先進国の実現は地方創生の柱であり、訪日外国人旅行者2020年4,000万人等の目標達成には、外国人観光旅客の地方への来訪、滞在の更なる拡大とともに、単なる情報提供に留まらない**多面的な受入環境整備の拡充が急務**。
- また、「国際観光旅客税(仮称)の用途に関する基本方針等について」(平成29年12月観光立国推進閣僚会議決定)等を踏まえ、観光先進国実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図るための恒久的な財源として創設される予定の**国際観光旅客税の税収の用途に係る規定を整備し、平成30年度からの円滑な事業実施を図ることが必要**。



平成28年 訪日外国人都道府県訪問率

順位	都道府県	訪問率 (%)
1	大阪府	44.7%
2	東京都	44.5%
3	千葉県	35.4%
4	京都府	33.2%
5	福岡県	10.6%
6	愛知県	9.5%
7	北海道	9.4%
8	神奈川県	9.1%
9	奈良県	8.4%
9	沖縄県	8.4%
10	山梨県	6.8%

【国際観光旅客税(仮称)の用途に関する基本方針等について】(H29.12.22観光立国推進閣僚会議決定)(抜粋)  
 訪日外国人旅行者2020年4,000万人等の目標達成に向けて、①ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備、②我が国の多様な魅力に関する情報の入手の容易化、③地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験滞在の満足度向上の3つの分野に国際観光旅客税(仮称)の税収(以下、「観光財源」という。)を充当する。(中略)また、観光財源を充当する3つの分野については、観光庁所管の法律を改正し、法文上用途として明記する。

## 法案の概要

名称の変更 ◆法律の名称を「外国人観光旅客の**来訪の促進等**による国際観光の振興に関する法律」に変更。

基本方針・外客来訪促進計画の見直し  
 ◆**基本方針の記載事項を拡充**し、観光資源の開発・活用、海外における宣伝等の**国際観光の振興に係る施策を広く推進**。  
 ◆地方における計画の策定主体を都道府県から**地方運輸局、都道府県、DMO等が参加する広域的な協議会に変更**することにより、行政区画を越えて多様な主体による**観光地域づくりを推進**。

旅行者の利便増進措置の充実  
 ◆**公共交通事業者等に対する努力義務の範囲を拡充**し、外国人観光旅客の旅行形態の多様化を踏まえつつ、地方への来訪、滞在を拡大するため、Wi-Fi利用環境、決済環境の整備、トイレの洋式化、周遊パスの整備等の**外国人観光旅客に対する利便増進に係る取組を加速化**。

国際観光旅客税の用途を規定  
 ◆観光立国推進閣僚会議決定等を踏まえ、**国際観光旅客税の税収を**、①ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備、②我が国の多様な魅力に関する情報の入手の容易化、③地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験滞在の満足度向上の**3つの分野に充当する旨を規定**。

その他 ◆国際観光旅客税の税収を確実に観光施策に充当する仕組みを構築するための観光庁への所掌事務の追加に伴う国土交通省設置法の改正、(独)国際観光振興機構(JNTO)が同税を財源として行う事業に係る区分経理勘定の整備に伴う(独)国際観光振興機構法の改正等、所要の措置を講じる。

旅行者の多様なニーズに対応した**高次元の観光施策の実施**により、**観光先進国を実現**。

【目標・効果】国際的な観光旅客の往来の促進による国際交流の拡大

(KPI)	訪日外国人旅行消費額	訪日外国人旅行者数	訪日外国人旅行者数に占めるリピーター数	日本人の海外旅行者数	地方部(三大都市圏以外)での外国人延べ宿泊者数
2012年	1.1兆円	836万人	528万人	1849万人	957万人泊
2017年	4.4兆円	2869万人	1761万人	1789万人	2753万人泊
2020年	8兆円	4000万人	2400万人	2000万人	7000万人泊